

# 緑のまちづくり条例施行細則

平成17年9月30日

規則第158号

## 目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 緑の保全に関する施策
  - 第1節 特別緑地保全地区における手続等(第2条—第10条)
  - 第2節 市民緑地の設置(第11条—第14条)
  - 第3節 保存樹木等の指定(第15条—第17条)
- 第3章 緑の創出に関する施策
  - 第1節 緑化地域等(第18条—第20条の8)
  - 第2節 緑と花の景観地域の指定等(第21条—第24条)
- 第4章 市民等との協働による緑のまちづくり
  - 第1節 愛護会(第25条—第28条)
  - 第2節 活動承認団体(第29条—第31条)
  - 第3節 緑のパートナー(第32条—第34条)
  - 第4節 緑のまちづくり活動団体に対する支援(第35条)
- 第5章 緑の審議会(第36条—第42条)
- 第6章 雑則(第43条—第45条)
- 附則

## 第3章 緑の創出に関する施策

### 第1節 緑化地域等

(緑化率適合証明)

第18条 省令第25条の規定による証明を受けようとする者は、緑化率適合証明等申請書(第11号様式)、緑化施設概要書(第12号様式。以下「概要書」という。)及び別表第2に掲げる図書(写真及び撮影位置図を除く。)それぞれ2部を市長に提出しなければならない。

2 省令第25条の規定による証明は、緑化率適合証明等通知書(第12号様式の2)を申請者に交付することによって行うものとする。

(緑化率の規制の適用除外許可)

第19条 法第35条第3項各号又は名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年名古屋市条例第41号。以下「地区計画条例」という。)第8条の3第2項第3号から第5号までの規定による許可を受けようとする者は、緑化率規制適用除外許可等申請書(第12号様式の3)、概要書及び別表第2に掲げる図書(写真及び撮影位置図を除く。)それぞれ2部を市長に提出しなければならない。

2 法第35条第3項各号又は地区計画条例第8条の3第2項第3号から第5号までの規定

による許可は、緑化率規制適用除外許可等通知書（第12号様式の4）を申請者に交付することによって行うものとする。

（法第35条第2項の市長が定める建築物の緑化率の最低限度）

第19条の2 法第35条第2項の市長が定める建築物の緑化率の最低限度は、次表のとおりとする。

特定街区（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第4号に掲げる特定街区をいう。）に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に適合して建築物を建築することができる土地の面積の敷地面積に対する割合の最高限度	市長が定める建築物の緑化率の最低限度
10分の5以下の場合	10分の2
10分の5を超え、10分の6以下の場合	10分の1.5
10分の6を超え、10分の8以下の場合	10分の1

（政令第11条に規定する市長が定める数値）

第20条 政令第11条の規定する市長が定める数値は、次表のとおりとする。

1 から建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第135条の16第1項又は第136条第1項及び第2項の規定による空地の面積の敷地面積に対する割合を減じた数値	市長が定める数値
10分の5以下の場合	10分の2
10分の5を超え、10分の6以下の場合	10分の1.5
10分の6を超え、10分の8以下の場合	10分の1
10分の8を超える場合	10分の0.5

（緑化施設の工事の認定）

第20条の2 法第43条第1項の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条に規定する申請書、概要書及び同条の表に掲げる図書それぞれ3部並びに別表第2に掲げる図書のうち写真及び撮影位置図それぞれ1部に同条に規定する確認済証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第43条第1項の規定による認定は、緑化施設工事完了延期認定通知書（第12号様式の5）を申請者に交付することによって行うものとする。

（申請取下届）

第20条の3 第18条第1項、第19条第1項又は前条第1項の規定による申請を取り下げようとする者は、申請取下届（第12号様式の6）2部を市長に提出しなければならない。

（申請書等記載事項変更届）

第20条の4 第18条第2項、第19条第2項又は第20条の2第2項の規定による通知

書の交付を受けた者は、当該通知書の交付に係る工事を完了する前に、その申請書及び添付図書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ申請書等記載事項変更届（第12号様式の7）2部を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申請書等記載事項変更届について参考となる資料の提出を求めることができる。

（工事取止届）

第20条の5 第18条第2項又は第19条第2項の規定による通知書の交付を受けた者は、当該通知書の交付に係る工事を取り止めたときは、遅滞なく、工事取止届（第12号様式の8）2部を市長に提出しなければならない。

（条例第24条第2項の規則で定める数値）

第20条の6 条例第24条第2項の規則で定める数値は、10分の0.5とする。

（緑化施設の工事の完了の届出）

第20条の7 条例第25条（条例第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、緑化施設工事完了届（第12号様式の9）、概要書及び別表第2に掲げる図書（付近見取図並びに写真及び撮影位置図を除く。）それぞれ3部（法第43条第1項の規定による認定を受けた場合又は条例第26条第5項において準用する場合にあっては、それぞれ2部）並びに別表第2に掲げる図書のうち写真及び撮影位置図それぞれ1部を市長に提出することによって行うものとする。

- 2 条例第25条の2（条例第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定による証明は、緑化施設工事完了確認証明通知書（第12号様式の10）を届出者に交付することによって行うものとする。

（準用）

第20条の8 条例第26条第1項又は第2項の規定が適用される場合においては、第18条、第19条及び第20条の3から第20条の5までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条	省令第25条の規定による証明	条例第26条第4項の規定による認証
第19条第1項	法第35条第3項各号又は名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号。以下「地区計画条例」という。）第8条の3第2項第3号から第5号までの規定による許可	条例第26条第3項の規定による認定

第19条第2項	法第35条第3項各号又は地区計画条例第8条の3第2項第3号から第5号までの規定による許可	条例第26条第3項の規定による認定
第20条の3	第18条第1項、第19条第1項又は前条第1項	第20条の8の規定において準用する第18条第1項又は第19条第1項
第20条の4	第18条第2項、第19条第2項又は第20条の2第2項	第20条の8の規定において準用する第18条第2項又は第19条第2項
第20条の5	第18条第2項又は第19条第2項	第20条の8の規定において準用する第18条第2項又は第19条第2項

附 則（平成20年規則第98号）

- 1 この規則は、平成20年10月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定による緑化率適合証明の申請その他緑化率の規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとするために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成21年規則第107号）

- 1 この規則は、平成21年10月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の緑のまちづくり条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定による緑化率適合証明の申請その他緑化率の規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとするために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際既に着手していた建築物の新築又は増築については、新規則第19条の2の規定は適用しない。

別表第2（第18条第1項、第19条第1項、第20条の2第1項、第20条の7第1項関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、用途地域等及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
求積図及び求積表	緑化施設の面積の算出根拠
個別詳細図 （屋上緑化の場合は断面図、壁面緑化の場合は立面図及び断面図、補助資材を使用する場合はその仕様が確認できる図書）	緑化施設の詳細
写真及び撮影位置図	緑化施設の位置、撮影位置及び撮影方向